

浄化槽に関する補助金を交付します

《合併処理浄化槽設置事業》

～令和6年度から補助の内容が変わります～

村では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止や環境衛生の向上を図り、村民の生活環境を保全するため、浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

【対象】

- 主に次の要件に該当する方
- ▽合併処理浄化槽を設置しようとする方

大きさ	5人槽	7人槽	10人槽(10人槽以上も含む)
設置基準	床面積140平方メートル以下	床面積140平方メートルを超えている	二世帯住宅(浴室・台所をそれぞれ別に設置)

- ▽村の公共下水道事業計画区域外
 - ▽専用住宅(店舗併用の場合は居宅部分の床面積が2分の1以上)に住んでいる
 - ▽令和7年3月31日(月)までに浄化槽設置工事が完了し、村の完了検査を受けることができる
- ※補助の対象となるか確認したい方は、下水道課にお問い合わせください。

【補助金額】

①合併処理浄化槽設置補助

大きさ	補助金額
5人槽	33万2,000円
7人槽	41万4,000円
10人槽	54万8,000円

②単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換補助

補助対象	補助金額
単独処理浄化槽の撤去費補助	12万円
くみ取り槽の撤去費補助	9万円
合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費補助	上限30万円 新規
単独処理浄化槽から雨水貯留槽への転換	上限9万円 新規

《浄化槽転換・雨水貯留槽再利用補助事業》

～令和6年度からの新規事業です～

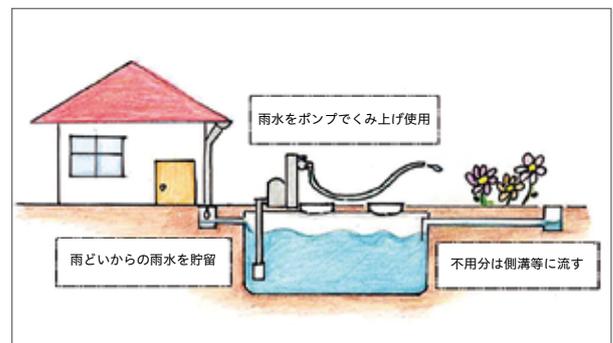
公共下水道への接続により廃止する単独処理浄化槽または合併処理浄化槽を改造し、雨水を貯められる貯留槽へ転換する方に改造工事費の一部を助成する制度です。

【対象】

- 公共下水道事業区域で、単独処理浄化槽または合併処理浄化槽を雨水貯留槽に転換し、次の全ての工事等を実施する、村税に未納のない方
- ▽浄化槽のくみ取り・清掃
- ▽浄化槽内部の不要部品の撤去・仕切り板の穴あけ
- ▽雨どいから浄化槽までの雨水排水管の設置
- ▽ポンプ・散水栓の設置

【補助金額】

1基あたり上限9万円



【申請にあたって】

- ▼合併処理浄化槽の設置や浄化槽転換・雨水貯留槽の再利用を検討している方は、前もって下水道課へご相談ください。
- ▼合併処理浄化槽設置事業、浄化槽転換・雨水貯留槽再利用補助事業のいずれも、浄化槽の設置場所や大きさなど、補助金申請に係る事前確認を行った上で申請書をお渡します。所定の書類をそろえて申請後、村の交付決定を受けてから工事に着手してください。

【申し込み・問い合わせ】下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1193)